被扶養者を申請するときの必要書類

下記および次ページの**≪必要添付書類一覧表≫**をご覧いただき、必要書類の添付をお願いします。

１．住民票　　マイナンバー、続柄記載のある世帯全員のもの
２．収入証明　　市区町村の所得証明
（「課税証明書」または「金額記載のある非課税証明書」など）
国民年金・厚生年金・共済組合などの年金通知書・障害年金通知書
その他（不動産・利子・配当など）所得を証明するもの
３．別居の場合　　送金を証明できる振込控 又は通帳の写し（直近３ヶ月分）
（単身赴任の場合や配偶者・学生は不要）
４．自営業者の場合　　所得税確定申告書、青色申告決算書もしくは収支内訳書
※健保の扶養認定の場合、支出の中で費用と認められないものがあります。
５．身体障がい者　　身体障がい者手帳の写しまたは医師の診断書

注１）被扶養者が１８歳以上６０歳未満の方

１８歳以上６０歳未満の方は就労して被保険者の経済的支援がなくても自立可能な場合があります。このため、被扶養者になるためには、就労できない状況にあり被保険者が生活費を援助しなくてはならない状態にあることを申告する必要（高校生は除きます）があります。（「扶養申請理由書」を提出してください。）

注２）被扶養者が７５歳以上の方

認定基準にかかわらず７５歳以上の方は、後期高齢者医療制度の対象者で、健康保険組合の被扶養者になることはできません。

注３）扶養状況の変更時

就職などで収入が発生した場合は、直ちに健保組合に連絡し必要書類を提出して下さい。

扶養と相違した事実が判明した場合は、認定日まで遡って資格を喪失し、その間に発生した療養費や保健事業費等は返還していただくことになります。

《必要添付書類一覧表》

区分＼添付書類（注）も参照ください			住民票または居住を証明できる書類	続柄を証明できる書類	所得（年金を含む）を証明する書類	（別居の場合）送金を証明する書類
同居していなくてもよい人	父　母 祖父母		○	○	○	○
	配偶者		○		○	
	子	18歳以上 高校生以下は不要	○		○	
		18歳未満	○			
	兄　姉		○	○	○	○
	弟　妹 孫	18歳以上 高校生以下は不要	○	○	○	○
		18歳未満	○	○		○
同居であることが条件の人	義父母		○	○	○	
	甥・姪	18歳以上 高校生以下は不要	○	○	○	
		18歳未満	○	○		
	伯（叔）父 伯（叔）母		○	○	○	

（注）・子が第一子の場合、配偶者の所得を証明する書類を提出して下さい

・18歳以上で学生でない人は「扶養申請理由書」を提出してください

・身体障がい者は身体障がい者手帳（写）を所得証明書に添付してください
・年金受給者(遺族年金も含む)は直近の年金改定通知書（写）を添付してください
・養子縁組で別居の場合、送金証明書を添付してください。
・後日、このほかの証明書類の提出をお願いすることがあります。